

山形県水素利活用実証モデル企画業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和6年度山形県水素利活用実証モデル企画業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 目的・概要

本県では、令和2年8月に2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、その実現に向け各種施策を推進している。

こうした中、利用時に二酸化炭素を排出せず、カーボンニュートラル実現の一翼を担うエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用を推進していくため、本県の目指すべき姿や取組みの方向性を示す「山形県水素ビジョン」を令和6年3月に策定。本ビジョンでは、「本県の豊富な地域資源を活用した水素の製造・利活用」を取組みの柱の一つに掲げ、様々な実証事業にチャレンジしていくこととしているところ。

本業務においては、県内における水素社会の実現に向け、水素エネルギーを活用した実証モデルを企画立案する。

4 業務内容

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

ア 水素利活用実証モデルの企画立案

- 水素エネルギーを活用した実証モデルの企画立案にあたっては、以下の条件①及び②を満たしたうえで、「水素利活用実証モデル企画提案書」として取りまとめ、県に提出すること。

- ① 本県が有する様々な地域資源や特色を活かしながら、産業・運輸・家庭のいずれかの分野における将来的な社会実装を見据えた内容であること。
- ② 山形県水素ビジョンの内容を踏まえた内容であること。

イ 水素利活用実証モデル企画提案書への記載事項

- 水素利活用実証モデル企画提案書には以下の事項を記載すること。
 - ① 実証事業の内容
 - ・実証事業の対象分野
 - ・実証事業の実施スケジュール
 - ・実証事業を実施する場合の体制及び各関係者の役割
 - ・事業スキーム
 - ・想定費用（運用コストを含む）
 - ② 実証事業を実施する場合の留意事項（実証事業の実施を検討するにあたり留意すべき課題やニーズ、費用対効果等について、必要に応じて調査・分析のうえ記載すること）
 - ③ その他必要と考えられる事項

5 成果品の提出等

(1) 成果品

水素利活用実証モデル企画提案書

製本 : 1部

電子データ : 1部 (CD-R)

(2) 提出期限

水素利活用実証モデル企画提案書

令和7年3月31日(月)

(3) 提出場所

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室

6 業務完了報告書の作成

委託業務が完了したときには、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いを適正に行い、各種関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (4) 検討の内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年保存しなければならない。
- (7) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議のうえ定める。